

公共 埼 第 4 9 7 号
令和 7 年 1 2 月 1 0 日

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度末退職予定者に係る任意継続組合員制度の事前申告手続等 について（通知）

令和 7 年度末退職予定者が、公立学校共済組合の任意継続組合員制度への加入を希望する場合の事前申告を受け付けます。

つきましては、令和 7 年度末退職予定の職員に別紙 1 「任意継続組合員制度 事前申告等の御案内」を配布するなどして周知いただき、加入希望者の申告書を取りまとめの上、受付期間内に提出をお願いします。

記

1 周知対象職員

令和 8 年 3 月 31 日付退職予定で、退職の日まで引き続き 1 年と 1 日以上共済組合員（短期組合員を含み、任意継続組合員を除く）である者

2 提出書類

別紙 1 「令和 7 年度末退職予定者の皆様へ～任意継続組合員制度 事前申告等の御案内～」 P 2 のとおり

3 受付期間

【事前申告】

令和 8 年 1 月 7 日（水）～令和 8 年 2 月 13 日（金） **※資格管理担当 必着**

【4 月申告】

令和 8 年 3 月 6 日（金）～令和 8 年 4 月 20 日（月） **※資格管理担当 必着**

4 提出先

〒 330-0063

さいたま市浦和区高砂 3-14-21 職員会館 5 階

埼玉県教育局教育総務部福利課内

公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

5 その他

- (1) 任意継続組合員制度の詳細は、別紙1「令和7年度末退職予定者の皆様へ～任意継続組合員制度 事前申告等の御案内～」を御参照ください。
- (2) 様式及び記入例は、公立学校共済組合埼玉支部のウェブサイトに掲載しています。
URL : <https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/yousiki/>
- (3) 事前申告をしなかった場合でも、令和8年3月6日（金）から令和8年4月20日（月）までの間に申告することにより、任意継続組合員制度に加入できます（4月申告）。退職日前より申告できる措置は、年度末退職に限った措置となりますので、年度末退職以外で任意継続組合員制度に加入を希望する場合は、退職日以降（退職日を含む20日以内）に申告してください。4月申告についての詳細は令和8年3月上旬に通知予定です。
- (4) 事前申告した組合員が現在使用している資格確認書^(注)及び高齢受給者証は、退職日以後速やかに所属所で回収し、表面の余白に「事前申告」と赤字で記入の上、資格管理担当まで返納してください。
なお、紛失のため該当の資格確認書等を返納できない場合は、資格確認書等に代えて「組合員証等の紛失に関する届出書（様式第11号）」を提出してください。
- (注) 退職日時点で有効期限を迎えている資格確認書及び資格情報のお知らせ（加入者情報）は返納不要です。
- (5) 事前申告、退職前の申告は、任意継続組合員制度に加入することが確実な場合に限り行ってください。4月1日（退職日の翌日）から再就職の予定があるなど、他の健康保険制度に加入する可能性がある場合、事前申告・退職前の申告は御遠慮ください。
- (6) ライフプランセミナーにて、任意継続組合員制度に関する説明動画を掲載しますので、ぜひ、御視聴ください。
※ ライフプランセミナーについての詳細は、同日付け「教福第332号」を御覧ください。
- (7) 可能な限り、特定記録郵便等の配達記録を確認できる方法で提出してください。

【問合せ先】

- ・手続について
(資格管理担当) 048-830-6694
- ・掛金について
(経理担当) 048-830-6691
- ・給付について
(短期給付担当) 048-830-6696

令和7年度末退職予定者の皆様へ

～任意継続組合員制度 事前申告等の御案内～

公立学校共済組合では、退職による資格喪失後の健康保険制度として「任意継続組合員制度」を実施しています。制度の概要及び加入方法について次のとおり御案内します。

退職後に加入する健康保険制度の選択肢の一つとして、御検討ください。

1 任意継続組合員制度とは

掛金（保険料）を自己負担することで、退職後、最長2年間に限り、現職とほぼ同様の短期給付（健康保険）を、公立学校共済組合から受けることができます。

ただし、長期給付（厚生年金）の適用はありませんので、60歳未満の方で任意継続する場合は、御自身で国民年金加入手続が必要となります。被扶養配偶者も同様です。

（1）加入要件について ※次のア及びイを全て満たしていることが必要です。

ア 退職日まで引き続き1年と1日以上組合員期間（短期組合員を含み、任意継続組合員を除く）があること

イ 退職後、令和8年4月1日に他の健康保険制度に加入せず、任意継続組合員制度に加入を希望する者

【加入できない例】

例-1 再就職し、勤務先の健康保険制度に加入する者

例-2 親族の健康保険の扶養に入る者

例-3 国民健康保険に加入する者

※ 任意継続を含めた退職後の健康保険制度については、別紙2のチャート図（P8）を参考にしてください。

【共済組合員の種別について】 ※原則として2か月以内の期間を定めて任用される者を除く

一般組合員	<p>健康保険・年金ともに共済組合加入 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本採用職員 ・任期付職員(常勤) ・再任用職員(常勤) ・会計年度任用職員(常勤で引き続く任用期間が13ヶ月目に達した者)
短期組合員	<p>健康保険のみ共済組合加入、年金は日本年金機構の厚生年金に加入 ○「一定の要件^(注)」を満たす非常勤職員(短時間勤務職員)について 共済組合に加入します。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時の任用職員(常勤) ・会計年度任用職員(常勤で、引き続く任用期間が12ヶ月までの者) ・任期付職員(短時間) ・再任用職員(短時間) ・会計年度任用職員(短時間)

注：① 1週間の所定労働時間及び1月間所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上であること

② ①を満たさないが、下記(a)～(c)を満たす場合

(a) 1週間の所定労働時間が20時間以上

(b)報酬月額が88,000円以上

(c)学生でない

2 事前申告又は4月申告の手続について

(1) 提出書類について

◎…必須 △…該当者のみ

	提出書類	事前申告	4月申告
必須	①公立学校共済組合員・(一財)埼玉県教職員互助会員 申告書 任意継続組合員用 (様式第2号の1)	◎	◎
	②任意継続掛金に係る申出書 ※記入漏れのないように提出してください。 ※口座振替を希望する場合は、必ず指定銀行の「口座確認印」が必要です。	◎	◎
提出者のみ	③在職時の資格確認書及び高齢受給者証(以下「資格確認書等」という。) ※退職日時点での有効期限を迎えており資格確認書及び資格情報のお知らせ(加入者情報)は返納不要です。 ※事前申告の方は、4月1日以降速やかに返納してください。	△	△
被扶養者に関するもの (該当者のみ提出)	【引き続き認定する場合】 原則として、提出書類はありません。ただし、マイナ保険証の利用登録をしていない場合などで被扶養者分の資格確認書の交付を希望する場合は「様式第2号の2」の資格確認書交付要否欄にチェックを入れて組合員本人の申告書に添付してください ^(注1, 2) 。 ※事前に必ず他の扶養義務者との収入比較を行ってください。他の扶養義務者より組合員の収入が高いか収入差額が1割以内の場合は、引き続き認定できます。比較する収入は次のとおりです。 ・給与収入のみの方：源泉徴収票(令和7年分) ・確定申告を行っている方：確定申告書(令和7年分) なお、他の扶養義務者が公立学校共済組合員(任意継続組合員を含む)である場合及び組合員の被扶養者である場合は、収入比較の必要はありません。ただし、認定している被扶養者に係る扶養手当が他の扶養義務者側に異動する場合は、健康保険についても扶養替えの手続を行ってください。	△	△
	【令和8年4月1日から被扶養者の資格を喪失する場合】 (例)就職などにより被扶養者自身が健康保険に加入する場合など ④公立学校共済組合・(一財)埼玉県教職員互助会 被扶養者申告書 任意継続組合員用 (様式第2号の2) 及び添付書類 ^(注3)	△	△
提出先	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21 職員会館5階 埼玉県教育局教育総務部福利課内 公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当		

※ ①、②、④の様式は、「公立学校共済組合ウェブサイト」→「諸届用紙【ダウンロード】」から印刷してください。

URL : <https://www.kouritu.or.jp/saitama/about/yousiki/>

※ 課所館・県立学校等に勤務されている方で任意継続を希望される方は、申請書様式及び添付書類を総務事務センターではなく、直接上記提出先に提出してください。

(注1) 任意継続加入後も被扶養者の要件を満たしている場合は引き続き認定できます。

(注2) 令和8年6月頃に被扶養者を有する任意継続組合員を対象に検認を実施します。詳細は、令和8年6月初旬に御自宅に送付する通知文書を御確認ください。

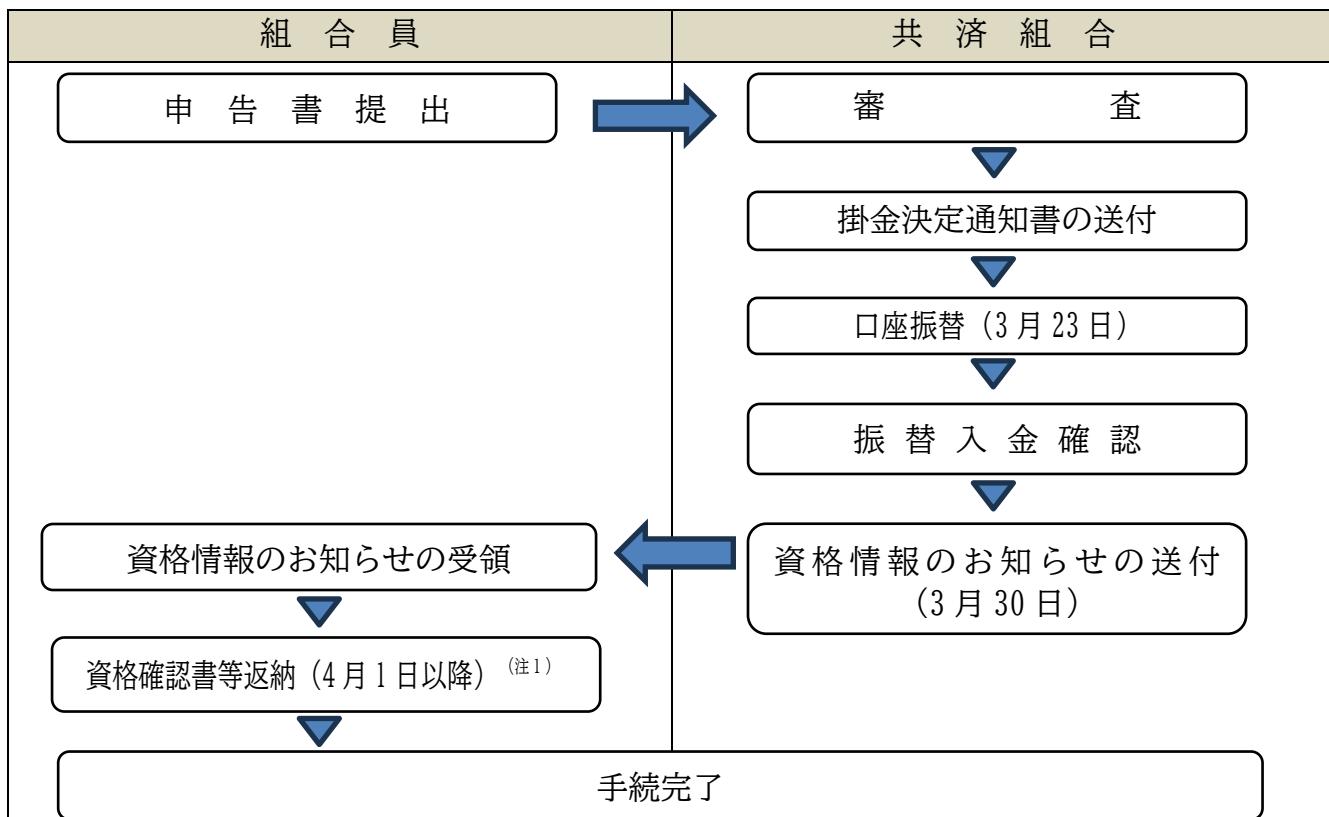
(注3) 取消事由ごとに定められた添付書類が必要です。添付書類についての詳細は、令和8年3月上旬発出の人事異動に伴う事務手続についての通知を御確認ください。また、提出日は事実発生日以降となります。そのため、令和8年4月1日よりも前の任意継続加入の申告(事前申告や3月中の4月申告)を利用する場合は、組合員本人に関する申告のみを行い、事実発生日以降に被扶養者の取消申告を行ってください。

(2) 受付期間

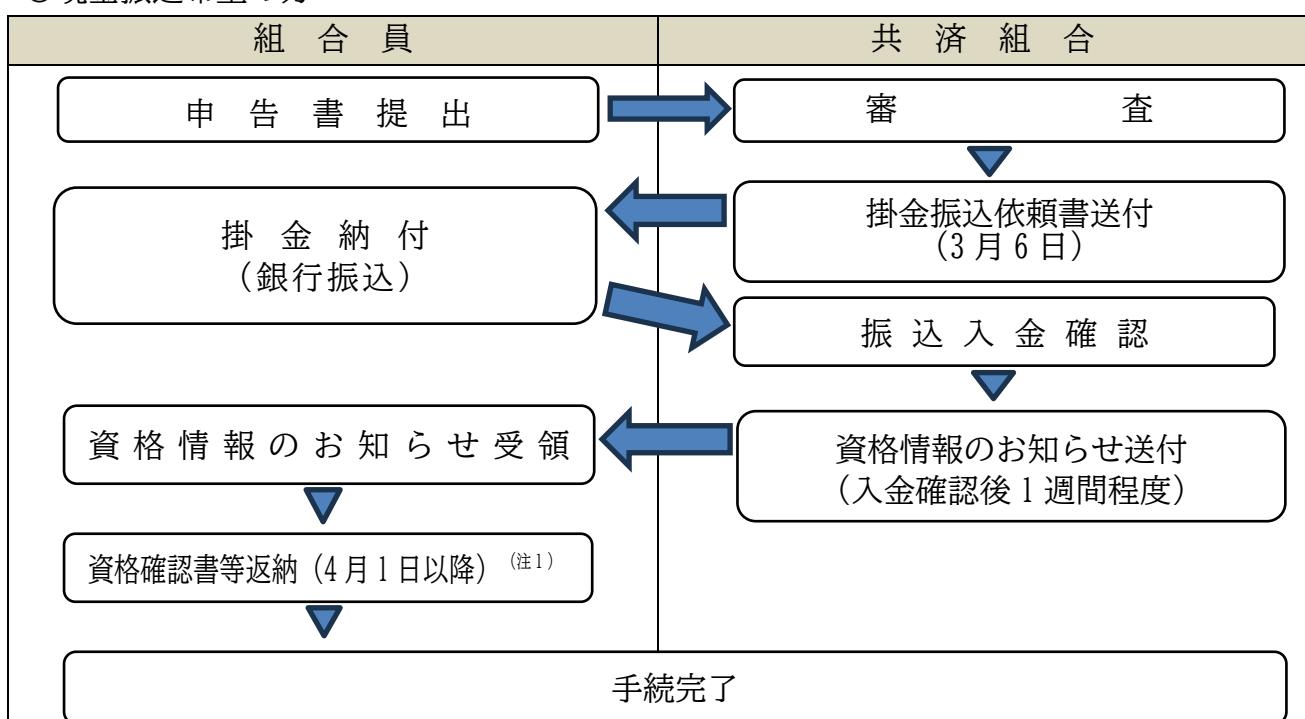
受付期間	
事前申告	令和8年1月7日（水）～令和8年2月13日（金）福利課必着 ※2月14日以降は、4月申告の開始まで受付はできません。
4月申告	令和8年3月6日（金）～令和8年4月20日（月）福利課必着 ※4月21日以降、受付はできません。

(3) 事前申告の流れ

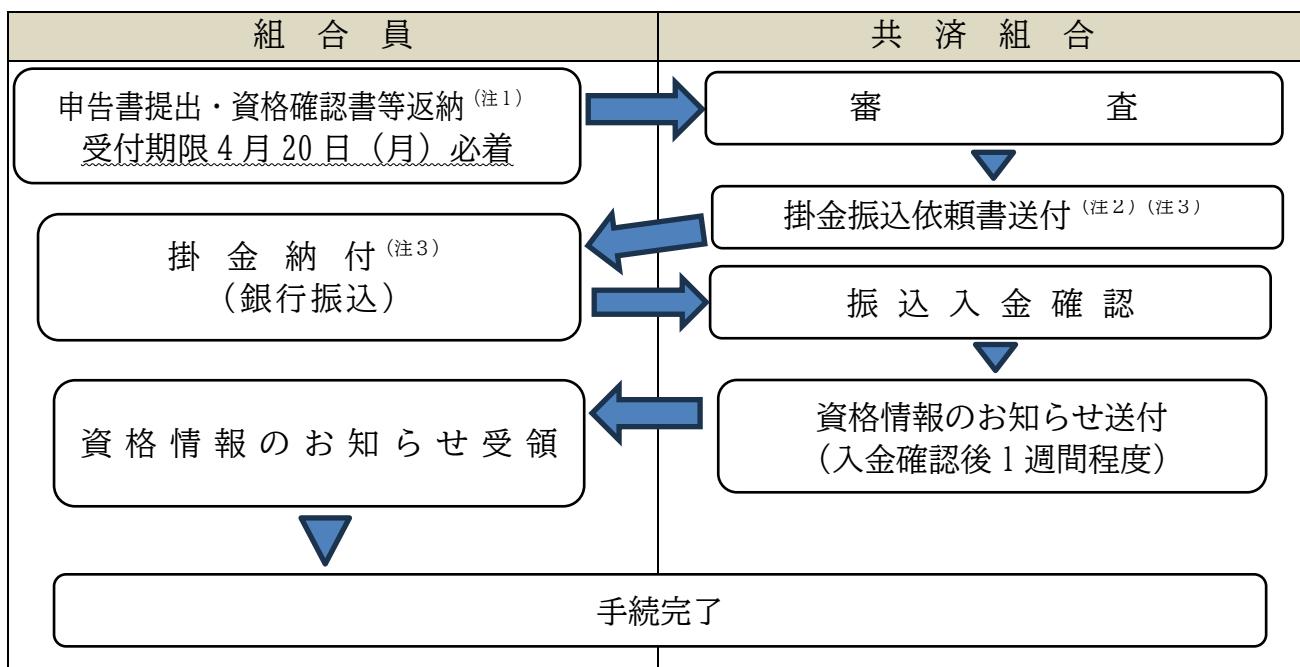
○口座振替希望の方



○現金振込希望の方



(4) 4月申告の流れ



(注1) 退職日時点で有効期限を迎えていない資格確認書及び高齢受給者証を交付されている場合は返納が必要です。

(注2) 3月中に申告いただいた場合も、4月上旬以降に順次御自宅に送付します（3月中の送付はありません。）。

(注3) 4月申告の場合は、口座振替を希望した場合でも、初回は現金振込になります。

3 任意継続掛金の算定方法

$$\text{算定方法 : } \boxed{\text{任意継続掛金額(月額)}} = \boxed{\text{標準報酬月額}} \text{ (注1)} \times \boxed{\text{掛金率}} \text{ (注2)}$$

(円未満切捨て)

(注1) 標準報酬月額は、次のいずれか低い額になります。

①退職する月の標準報酬月額	給与支給明細書に記載されています。 ※年度末退職者は、令和8年3月分の給与明細書を確認
②組合員の平均標準報酬月額	380,000円（令和7年12月1日現在）

(注2) 令和7年12月1日現在の掛金率（短期と介護それぞれ掛金がかかります。）

短期	93.20／1,000
介護	16.08／1,000

※ 令和7年度末退職予定の方に適用される組合員の平均の標準報酬月額と掛金率は、今後改定される可能性があります。あくまでも目安とお考えください。また、子ども・子育て支援法の一部を改正するための法律の施行により、令和8年4月1日以降、上記の掛け金に加え子ども・子育て支援掛け金が追加されます（掛け金率は令和7年12月1日現在未定です。）。

退職月の 短期掛金	退職月の 標準報酬月額	任意継続短期			任意継続介護		
		各月払い（12回分）	半期払い（2回分）	年一括払い	各月払い（12回分）	半期払い（2回分）	年一括払い
2,784	58,000	64,860	64,124	63,501	11,184	11,056	10,950
3,264	68,000	76,044	75,180	74,450	13,116	12,968	12,841
3,744	78,000	87,228	86,238	85,400	15,048	14,878	14,733
4,224	88,000	98,412	97,294	96,349	16,980	16,788	16,624
4,704	98,000	109,596	108,352	107,299	18,900	18,686	18,504
4,993	104,000	116,304	114,982	113,866	20,064	19,836	19,643
5,281	110,000	123,024	121,626	120,446	21,216	20,976	20,771
5,665	118,000	131,964	130,466	129,198	22,764	22,506	22,287
6,049	126,000	140,916	139,316	137,963	24,312	24,036	23,802
6,433	134,000	149,856	148,154	146,715	25,848	25,554	25,306
6,817	142,000	158,808	157,004	155,480	27,396	27,084	26,822
7,201	150,000	167,760	165,854	164,244	28,944	28,616	28,337
7,681	160,000	178,944	176,912	175,194	30,864	30,514	30,217
8,161	170,000	190,128	187,968	186,143	32,796	32,424	32,109
8,641	180,000	201,312	199,026	197,093	34,728	34,334	34,000
9,121	190,000	212,496	210,082	208,042	36,660	36,244	35,892
9,602	200,000	223,680	221,140	218,992	38,592	38,154	37,783
10,562	220,000	246,048	243,254	240,891	42,444	41,962	41,554
11,522	240,000	268,416	265,368	262,790	46,308	45,782	45,337
12,482	260,000	290,784	287,482	284,690	50,160	49,590	49,109
13,442	280,000	313,152	309,594	306,589	54,024	53,410	52,892
14,403	300,000	335,520	331,708	328,488	57,888	57,230	56,675
15,363	320,000	357,888	353,822	350,387	61,740	61,038	60,446
16,323	340,000	380,256	375,936	372,287	65,604	64,858	64,229
17,283	360,000	402,624	398,050	394,186	69,456	68,668	68,000
18,243以上	380,000	424,992	420,164	416,085	73,320	72,488	71,783

※ 40歳以上65歳未満の方（月の末日時点で住民票が日本国内にない方を除きます。）の掛金額は任意継続短期と任意継続介護の合計金額となります。

※ 退職日時点の標準報酬月額が、組合員の平均標準報酬月額（令和7年12月1日現在は380,000円）以上の場合は、組合員の平均標準報酬月額を基に計算します。

※ 上記金額は目安であり、実際の納付額とは異なる場合があります。

また、4月申告で半期払い又は年一括払いを選択した場合、初年度は5月分以降の掛金が割引（4月分掛金は割引対象外）になります。

いずれも実際の納付額は、お手元に届く納付書を御確認ください。

※ 任意継続掛金の前納は、年一括払い（1年分）が最長です。加入後1年が経過する頃に2年目の掛金額をお知らせします。

4 任意継続掛金納入に際しての注意

(1) 掛金の納入方法について

下表の6通りから選択できます。ただし、口座振替（下表1～3）は、りそな銀行又は埼玉りそな銀行のみ対応しています。

口座振替	1 年一括払い（1年分ずつ）	現金振込	4 年一括払い（1年分ずつ）
	2 半期払い（半年分ずつ）		5 半期払い（半年分ずつ）
	3 各月払い		6 各月払い

年一括払い又は半期払いを選択すると、掛金額が割引になります。

事前申告でまとめて前納する場合の掛金の算定方法：月額掛金×係数（下表）
(円未満四捨五入)

前納割引の係数	
年一括払い（1年分ずつ）	11.7485020
半期払い（半年分ずつ）	5.9318472

(2) 払込期限について

事前申告受付分	口座振替	令和8年3月23日（月）【振替日】
	現金振込	令和8年3月31日（火）【振込期限】
4月申告受付分 (初回は口座振替不可)	現金振込 のみ	令和8年4月30日（木）【振込期限】

※ 4月申告の場合は口座振替希望の方も、初回は現金振込となりますので、御注意ください。

5 再就職等による事前申告・4月申告の取消し

任意継続を申請した方が、申請後に令和8年4月1日から他の健康保険制度に加入することとなった場合は、速やかに資格管理担当へ次の書類を提出してください。

提出書類	申告区分	事前申告した場合	4月申告した場合
①任意継続取消申出書（別紙3）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
②任意継続に係る資格確認書（交付済の場合）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
③公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員 申告書（様式1号の1）（引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員になる場合は提出不要）	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>
④在職時の資格確認書等（引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員になる場合は提出不要）	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>

- ※ 退職後に引き続き公立学校共済組合埼玉支部の組合員（一般組合員、短期組合員）になる場合には、③及び④の提出・返納は不要です。組合員となる要件及び任用形態ごとの組合員種別については、P1【共済組合員の種別について】を参照してください。
- ※ 上記の対応は、任意継続加入を申告した後、令和8年4月1日に他の健康保険制度に加入する方のための事務手続です。
- ※ 任意継続に加入後（4月1日以降）に親族の扶養に入る又は国民健康保険に加入するため

に脱退される場合は、申告書を共済組合で受理した月の末日までは任意継続組合員制度に加入することになります（※月途中の脱退はできません。）。

また、任意継続に加入後（4月2日以降）に再就職し健康保険の適用を受ける場合は、次のとおり申告書及び添付書類を提出してください（※別紙3「任意継続取消申出書」は使用できません。）。

就職による任 意継続脱退に 係る提出書類	公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第2号の1）
	再就職先の健康保険の資格取得日を確認できる資料（資格情報のお知らせや資格確認書の写し）
	任意継続の資格確認書の原本（交付されている場合のみ）

問合せ先

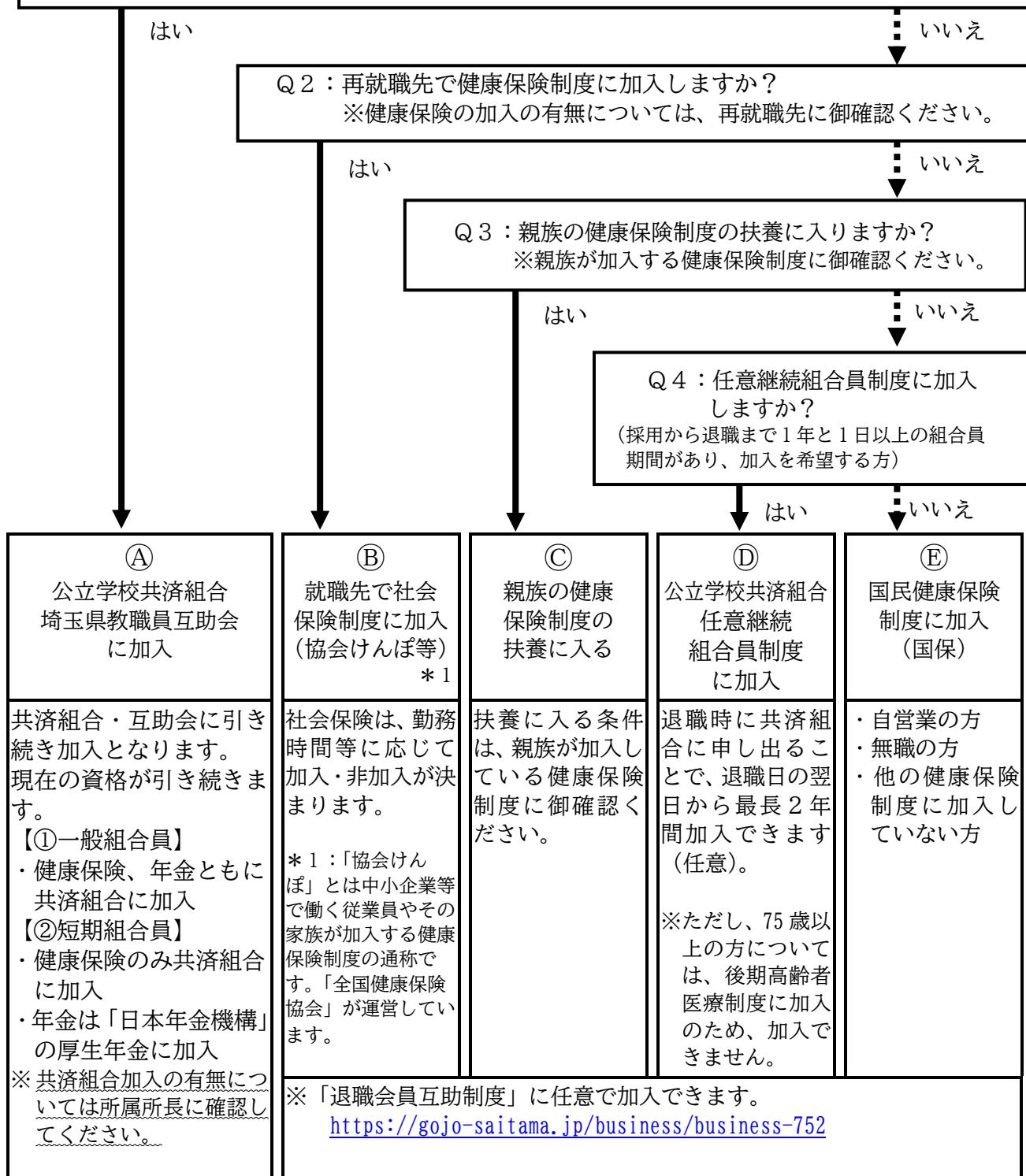
問合せ内容	担当	電話番号
手続について	資格管理担当	☎048-830-6694
掛金について	経理担当	☎048-830-6691
給付について	短期給付担当	☎048-830-6696

別紙2

令和8年4月1日に、あなたはどれに当てはまりますか？

Q1：令和8年4月1日から、埼玉県の公立学校等で勤務し、公立学校共済組合の「①一般組合員」又は「②短期組合員」になりますか？

※一般組合員、短期組合員の種別は、職員の任用形態、勤務条件によって異なります。 詳細は、P1【共済組合員の種別について】を参照してください。



【注意】⑧～⑪に該当する場合、現在お持ちの資格確認書等は、令和8年4月1日以降使用できません。4月1日以降、速やかに返納してください。

※この様式は令和8年4月20日（福利課必着）までに申出する場合、御利用ください。

※なお、令和8年4月21日以降は、必ず申告書（様式第2号の1）により、脱退の申請をしてください。

任意継続取消申出書

公立学校共済組合埼玉支部長 様
(資格管理担当)

取消申出年月日 令和 年 月 日

氏 名

任意継続組合員資格取得のため、「公立学校共済組合員・（一財）埼玉県教職員互助会員申告書（様式第2号の1）」を提出しましたが、下記理由により任意継続加入の取消しを申し出ます。

記

退職時の所属所名及び所属所コード			
組合員番号			
取消理由	取消理由		
	1 引き続き公立学校共済組合員（短期組合員を含む）となるため		
	2 就職先の健康保険制度に加入する（協会けんぽ等）		
	3 親族の扶養に入る、国民健康保険に加入する (事前申告の者が3月中に申し出る場合に限る)		
	4 その他（理由を具体的に記入：)		
申告時に希望した掛金納入方法	いずれか1つに○をしてください		
	1	口座振替	
	2	現金振込 (振込年月日 令和8年 月 日)・未振込 ※既に掛金を納付した方は、振込年月日を記入してください。	
連絡先 電話番号	1 : 自宅 — — 2 : 現在の勤務先 — —		

※事前申告を取り消す場合、速やかに以下の書類を提出してください。

- ①「任意継続取消申出書」（本様式）
- ②任意継続資格確認書（交付済みの場合）
- ③申告書（様式第1号の1）により退職の申告（引き続き公立学校共済組合員となる場合は不要）も併せて提出してください。